文京区育成室運営条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年十月二十一日

文京区長　成澤廣修

文京区規則第八十九号

文京区育成室運営条例施行規則の一部を改正する規則

文京区育成室運営条例施行規則（平成十三年三月文京区規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「心身に特別な配慮を要する者で」を「次に掲げる者のうち」に改め、同号に次のように加える。

ア　心身に特別な配慮を要する者

イ　医療的ケア児（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）第二条第二項に規定する医療的ケア児をいう。）

別表第二文京区育成室利用基準表の部中

「

出産	出産予定日の属する月及び当該月の前後それぞれ2月（多胎妊娠の場合にあっては、出産予定日の属する月並びに当該月前4月及び当該月後2月）以内である。			7
疾病障害	疾病	長期入院	おおむね1月以上の入院	10
		居宅内療養	常時病臥	9
			一般療養	7
	障害者		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項に規定する障害の程度が1級及び2級のもの、東京都愛の手帳交付要綱（42 民児精発第58号）第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が	10

		1度から3度までのもの又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級及び2級のもの	
		身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則第5条第3項に規定する障害の程度が3級のもの、東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が4度のもの又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が3級のもの	8
		身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則第5条第3項に規定する障害の程度が4級のもの	6

を

」

「

出産	出産予定日の属する月及び当該月の前後それぞれ2月（多胎妊娠の場合にあっては、出産予定日の属する月並びに当該月前4月及び当該月後2月）以内である。	7
育児休業	育児休業（1歳の誕生日が属する月の翌月までの期間にある子に	7

	係る育児休業である場合に限る。）を取得している。			
疾病障害	疾病	長期入院	おおむね1月以上の入院	10
		居宅内療養	常時病臥	9
	障害者		一般療養	7
			身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項に規定する障害の程度が1級及び2級のもの、東京都愛の手帳交付要綱（42 民児精発第58号）第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が1度から3度までのもの又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級及び2級のもの	10
			身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則第5条第3項に規定する障害の程度が3級のもの、東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が4度のもの又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施	8

		行令第6条第3項に規定する障害等級が3級のもの	
		身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則第5条第3項に規定する障害の程度が4級のもの	6

」

「子ども」を「こども」に改め、同表備考に次のように加える。

6　保護者の状況が育児休業の類型に該当する場合は、当該保護者について調整基準表の保護者の就労等の状況の類型の各細目に定める調整指数を適用しない。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号(第8条関係)　　裏面もご記入ください→

(表)

(　　)育成室利用申請書

年　　月　　日

文京区長　殿

以下のとおり、育成室の利用を申請します。
なお、利用を承認された場合は、貴区の保育条件等指示事項を厳守いたします。

申請者
(保護者)　郵便番号　〒　　—
住　所　　丁目　　番　　号

(ふりがな)　　　　児童との続柄(　　)
氏　名

自宅電話番号　(　　—　　—　　)
父外出時連絡先　(　　—　　—　　)
母外出時連絡先　(　　—　　—　　)

(ふりがな)			性別		生年月日(西暦)	年　月　日
児童の氏名						
児童の住所(保護者と別居の場合)						
申請理由(具体的に)						
学校名	小学校			学年	年	
就学前の保育状況	1　保育所(名称　　) 2　幼稚園(名称　　／預かり保育利用　有・無) 3　家族　(続柄　　) 4　その他(　　)					
転校者	前学校名		前育成室名			
健康状態	アレルギー　無・有(　　) その他(　　)					
その他入室に際し特に配慮を要することがありましたら、ご記入ください。						
要配慮の有無	無　・　有　(有の場合は、具体的に本人の状況をご記入ください。)					
就学支援シート・障害者手帳等の有無	就学支援シート　無　・　有　／　障害者手帳等　無　・　有　(　　)					
入室希望年月日	年　月　日					
きょうだいの在室の有無(現在・過去を問わず)	有　(　　)　・　無					
	※　有の場合は、氏名を記入してください。複数いる場合は、一番歳の近いきょうだいをご記入ください。					

1　上記及び裏面にご記入ください。

2　虚偽の事実があった場合は、利用をお断りいたします。

（裏）

家　庭　状　況　書

家族・同居者の状況		氏　　名	生年月日(西暦)	児童との続柄	勤務先、学校名、保育所名等
			年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		
保護者の状況 該当する番号に○を付けてください。		母親の状況 1　会社員、公務員等 2　自営業 3　求職中 4　その他(　　)		父親の状況 1　会社員、公務員等 2　自営業 3　求職中 4　その他(　　)	
就労の場合	勤務先名及び勤務先電話番号(仕事が複数の場合は全て記入) ※　内定を含む。	直通：		直通：	
その他	疾病・障害	事由(　　) 年　月　日から入院・通院を 月　回している。		事由(　　) 年　月　日から入院・通院を 月　回している。	
	看護(介護)	被看護(介護)者氏名　続柄 疾病名　週　回看護(介護)		被看護(介護)者氏名　続柄 疾病名　週　回看護(介護)	
	学　生	在学校名 在学期間　年　月　日～　年　月　日 通学日数　日／週 又は　日／月		在学校名 在学期間　年　月　日～　年　月　日 通学日数　日／週 又は　日／月	
	出産の場合	(予定日)　年　月　日			
	育児休業取得中の場合	(育児休業に係る子の出生日)　年　月　日			
帰宅時間（就労の場合を除く。）	居宅外看護(介護)、学校等の終了時間	月曜日から金曜日までの状況を全て記入		月曜日から金曜日までの状況を全て記入	
	移動時間(保育園への立寄り等を除く。)	自宅から目的地(学校、病院等)までの片道所要時間を記入 (　時間　分)		自宅から目的地(学校、病院等)までの片道所要時間を記入 (　時間　分)	

祖父母の状況						
		氏　　名	年齢	住　　所	職業(勤務先)	健康状態
母方	祖父					
	祖母					
その他特記事項						
父方	祖父					
	祖母					
その他特記事項						

別記様式第十一号を次のように改める。

別記様式第11号(第15条関係)

家　庭　状　況　届

(　　年　月　日　現在)

現在の家庭状況等は、次のとおりです。

年　　月　　日

(保護者) 住　　所

(ふりがな)

氏　　名

電話番号　　(　　)

<table>
<tr><td colspan="2">次年度の利用の継続を希望する児童名</td><td>(ふりがな)</td><td>性別</td><td></td><td colspan="2">(西暦)　　年　月　日生
小学校　年在学</td></tr>
<tr><td colspan="2">児童の住所
(保護者と別居の場合)</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">家族・同居者の状況</td><td>氏　　名</td><td colspan="2">生年月日 (西暦)</td><td>児童との続柄</td><td>勤務先、学校名、保育所名等</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">年　月　日</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">年　月　日</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">年　月　日</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">年　月　日</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">年　月　日</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">保護者の状況
該当する番号に〇を付けてください。</td><td colspan="3">母　親　の　状　況</td><td colspan="2">父　親　の　状　況</td></tr>
<tr><td colspan="3">1　会社員、公務員等
2　自営業
3　求職中
4　その他(　　)</td><td colspan="2">1　会社員、公務員等
2　自営業
3　求職中
4　その他(　　)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">就労の場合</td><td>勤務先名及び勤務先電話番号(仕事が複数の場合は全て記入)
※　内定を含む。</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">その他</td><td>疾病・障害</td><td colspan="3">事由(　　)
年　月　日から入院・通院を
月　回している。</td><td colspan="2">事由(　　)
年　月　日から入院・通院を
月　回している。</td></tr>
<tr><td>看護(介護)</td><td colspan="3">被看護(介護)者氏名　　続柄
疾病名　　週　回看護(介護)</td><td colspan="2">被看護(介護)者氏名　　続柄
疾病名　　週　回看護(介護)</td></tr>
<tr><td>学生</td><td colspan="3">在学校名
在学期間　年　月　日～　年　月　日
通学日数　日／週 又は　日／月</td><td colspan="2">在学校名
在学期間　年　月　日～　年　月　日
通学日数　日／週 又は　日／月</td></tr>
<tr><td>出産の場合</td><td colspan="5">(予定日)　　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">育児休業取得中の場合</td><td colspan="5">(育児休業に係る子の出生日)　　年　月　日</td></tr>
</table>

提出先＿＿＿＿＿＿＿＿育成室

付　則

（施行期日）

1　この規則は、令和八年十一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に文京区育成室運営条例施行規則別表第二利用基準表の出産の類型に該当することにより育成室を利用する児童の保護者であって、出産予定日の属する月から二月を経過することにより施行日以後同類型に該当しないこととなる者が、施行日以後、引き続いてこの規則による改正後の文京区育成室運営条例施行規則別表第二利用基準表の育児休業の類型に該当することにより施行日の前日時点で当該児童が利用する育成室の利用を希望する場合における文京区育成室運営条例施行規則第十五条第二項に規定する届出その他の必要な準備については、施行日前においても行うことができる。